

社会福祉法人 未生会 子育て・介護両立支援行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間令和4年 10月 1日～ 令和6年 9月 30日までの2年間
2. 内容

目標1：育児休業等の制度についての理解を深め、男性の育児休暇取得等、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和4年10月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和4年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および社内報などによる全職員への周知

目標2：有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 5日以上とする。

<対策>

- 令和5年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和5年 6月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に2回行う
- 令和5年 9月～ 総務部及び各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和5年11月～ 社内報などでキャンペーンを行う

令和4年10月1日